

別紙 4-2 特定経営基盤維持事業の対象経費

対象経費	経費内容
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有人国境離島地域における事業に係る広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・ 特定有人国境離島地域における事業に係る商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有人国境離島地域における事業実施者の経営基盤の維持に必要な事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有人国境離島地域における事業実施者の経営基盤の維持に必要な従業員の給与、賃金 ・ 特定有人国境離島地域における事業実施者の経営基盤の維持に必要なパート・アルバイトの賃金 <p>注) 給与、賃金は1人当たり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とし、令和4年10月1日時点での従業員の給与又は賃金、パート・アルバイトの時間当たり単価の水準を超えないもの（法令、条例等に基づき賃金・単価を改定した場合を除く。）とする。</p> <p>注) 代表者、役員及びその親族（生計を一にする三親等以内）は対象外</p> <p>注) 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金により休業等に係る賃金等に相当する額又は出向させた従業員の賃金に対して事業実施者が負担した額に係る助成を受ける場合は、当該助成に係る人件費は対象外</p>
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有人国境離島地域における事業実施者の経営基盤の維持に必要な従業員（事業実施者の代表又は事業実施者本人を含む）の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受講に係る経費 <p>注) 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金により教育訓練を実施した場合の訓練費に係る助成を受ける場合は、当該助成に係る経費は対象外</p>
感染防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有人国境離島地域における新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策に必要な経費
その他事業を継続する上で必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有人国境離島地域における事業実施者の事業継続に必要な水道光熱費、燃料費（事業用であることが明確に区分できるものに限る。）

	<ul style="list-style-type: none">・過去に実施した雇用機会拡充事業においてリース又はレンタルにより導入した機械、装置、器具、備品その他の設備であって、継続して契約を行っているリース又はレンタル料(ただし、当該機械等の本体、品質、規格、仕様、材質、形質、数量等の内容を事業実施時から変更している場合は、この限りでない。)
--	--